

## 公的年金財政問題に対する諸改革案の比較

— 社会保障国民会議の提案を中心に —

平田智子\*<sup>1</sup> 坂本 圭\*<sup>1</sup> 植田麻祐子\*<sup>1</sup> 喜田泰史\*<sup>2</sup>

はじめに

年金制度の目的は、長生きした場合や不測の事態の所得保障や生活保障などそのリスクに対応することである。我が国では公的年金制度への強制加入が義務付けられており、およそ20歳以上の全国民がいずれかの年金制度に加入している。一般に、年金制度の財政方式は、大別すると年金給付の財源を社会保険料とする社会保険方式と財源を税金で賄う税方式の2つがある。さらに、社会保険方式には、積立方式と賦課方式がある。現在の我が国の年金制度は、積立方式に基づく積立金を保有しつつ、世代間の所得移転を行うという賦課方式の機能も持ち合わせた、いわゆる修正積立方式<sup>1)</sup>あるいは修正賦課方式<sup>2)</sup>と呼ばれるものである。

ところで、国民皆年金を前提とした年金制度が施行された昭和36年当初は、我が国の年金財政は積立方式で運用されていた。しかし、高度経済成長期に入って、急激な生活水準の向上や大幅な物価の上昇に直面し、我が国の年金制度は、給付額を引き上げる必要に迫られた。その財源を支えるには、保険料引き上げによる増収や公的負担の増額が必要であり、そのためには財政方式を賦課方式へと移行することが必要になった。その当時は、高度経済成長の最中であつたうえに、給付が必要となる高齢者も少なく、現役世代が多かったこともあり、短期的に見ると、財政的には賦課方式のメリットを十分に活かすことができた。

しかし、昭和48年の第一次石油ショックを機に、高度経済成長が望めなくなったことに加え、少子高齢化の進展により、年金給付が必要となる高齢者が増えるのに反して、支える現役世代が減少することになり、年金制度の財政赤字が問題視されるようになった。特に、高齢者を多く抱える国民年金の財政逼迫は著しく、年金の制度間格差が問題視されるようになったこともあり、昭和61年には国民年金を全

国民共通の基礎年金とするという年金制度の一元化が実施されるに至った。このような経過を辿ってきた我が国の年金制度の財政問題は、解散総選挙が取沙汰されている現在(平成20年9月)も根本的には何ら解決されておらず、議論百出の観を呈している。したがって、こうした各方面からの年金制度の案をこの時点で整理比較しておくことはあながち無駄ではあるまい。そこで、本稿では、年金制度の財政方式である税方式と社会保険方式の功罪を整理したうえで、平成20年5月19日に社会保障国民会議より提案された年金制度改革案を中心に、各方面から提示された年金制度に対する提案を整理比較し、その問題点を明らかにすることを目的としている。

### 1. 税方式と社会保険方式の功罪

後の議論を明確にするために、ここでは、公的年金制度の財政方式として、税方式と社会保険方式の功罪について整理しておく。

#### 1.1. 税方式

税方式とは、最低保障年金の財源について社会保険料の代わりに税金を用いる方式である。その方式には、消費税を年金目的税とする方式や所得税、法人税など税収入の一部で年金財政を賄う方法等がある。

税方式のメリットとして挙げられるのは、税金一括徴収の財政方式であるため、徴収に強制力があり、現在の国民年金のような保険料の未納に対処できるとともに、雇用主の負担の事務処理のわずらわしさも削除することができる。また、現在の国民年金のような定額の保険料に比べて、所得の逆進性<sup>†1)</sup>の問題も解消される。

税方式のデメリットは、税金一括徴収であるため、自分がどれだけ年金の負担額を支払い、その負担額

\*1 川崎医療福祉大学 医療福祉マネジメント学部 医療福祉経営学科

\*2 川崎医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科 医療福祉マネジメント学専攻

(連絡先) 平田智子 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学

E-Mail: hirata-t@mw.kawasaki-m.ac.jp

がどの程度給付に反映されているのかが不明確になること、あるいは、所得の捕捉率の違いによって、公平に課税されないことである<sup>12)</sup>。したがって、この方式の成立する前提条件は所得の捕捉率が公正かつ完全であることである。

## 1.2. 社会保険方式

社会保険方式とは、最低保障年金の財源を社会保険料で賄う方式であり、その方式は積立方式と賦課方式の2つに大別できる。

### 1.2.1. 積立方式

積立方式とは、若い時に支払った保険料がそのまま将来の自らの給付額となる方式である。

積立方式のメリットは、世代間の扶養の必要がないため、世代間の不公平が起こらないことである。また、少子高齢化などの人口構成による影響を受けないことである。

積立方式のデメリットは、物価や生活水準の変動により必要給付額の増加に対応しにくいことである。例えば、物価や生活水準の急激な上昇によって勤労世代に積み立てた保険料の実質価値が下がり、年金を受給するようになった時、当初予定の年金額では、生活することができなくなる危険性を含んでいる。したがって、この方式の成立する前提条件は物価や生活水準が安定的であるということである。

### 1.2.2. 賦課方式

賦課方式とは、退職世代の年金給付を勤労世代の保険料で賄う方式である。したがって、世代間の扶養が行われており、退職世代に年金を給付するため

には、勤労世代の保険料が不可欠である。

積立方式とは逆に、賦課方式のメリットは、生活水準や物価水準が変化した場合、その時代の退職世代の給付は勤労世代の保険料によって賄われるため、物価や生活水準の変化に対応しやすいことである。

賦課方式のデメリットは、現在のような少子高齢化によって人口構成が変化すると、保険料と給付のバランスが崩れ、世代間で不公平が生じること、勤労世代が退職世代より少ない場合、勤労世代に保険料増額を強いたり、財政赤字となったりする危険性があることである。したがって、この方式の成立する前提条件は人口構成が安定的であること、しかも、勤労世代の方が退職世代よりも多いことである。

以上の内容を整理すると、表1ようになる。

## 2. 提言の整理

ここでは、平成20年5月19日に行われた社会保障国民会議の中で発表された基礎年金の税方式化の提案を含めて、その際検討された諸試算を紹介するとともに、各報道機関等から提案された年金制度の運用案について整理比較する。

### 2.1. 社会保障国民会議の提案の骨子<sup>3)</sup>

社会保障国民会議とは、福田首相<sup>13)</sup>のもと、社会保障のあるべき姿について議論を行うことを目的として、平成20年1月25日に開催が決定されたものである。1月29日には、年金・雇用を議論する「所得確保・保障分科会」、医療・介護・福祉を議論する「サービス保障分科会」、少子化・仕事と生活の

表1 税方式と社会保険方式の長所と短所

		長 所	短 所	前提条件
税方式		<ul style="list-style-type: none"> <li>強制的徴収なので負担の未納が回避できる。</li> <li>雇用主負担分の削除が可能となる。</li> <li>所得の逆進性が解消できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>負担と受益が対応していないために、不明確となる。</li> <li>所得の捕捉率の違いによって、公平に課税されない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公正かつ完全に所得の捕捉が行われること。</li> </ul>
社会保険方式	積立方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>積み立てた分が支給されるので、世代間の扶養が行われないため、世代間の不公平が生じない。</li> <li>人口構造の変化による影響を受けない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物価や生活水準が上昇すると、給付額の現在価値が減少する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物価と最低生活水準が安定的であること。</li> </ul>
	賦課方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>物価と生活水準の変化に対応しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子高齢社会では、給付額の増加に対応するための保険料負担額が増加し、世代間の不公平が起こる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤労世代が退職世代よりも多いこと。</li> <li>人口構造が不変であること。</li> </ul>

調和を議論する「持続可能な社会の構築分科会」の3つの分科会が発足した。そして、平成20年5月19日に、年金について、より広範囲な視点から議論を行うための資料として、基礎年金の財源を全額税方式で行った場合のシミュレーション結果が報告されている。そのシミュレーション結果を次に示す。なお、試算に際しては、図1に示すような現行の基礎年金制度の枠組みが前提となっている。

マクロ試算：基礎年金全体から見た将来(平成62年度まで)の保険料負担や国庫負担額あるいは給付額についての試算結果

i) 現行制度において、国民年金保険料の納付率をそれぞれ65%、80%、90%と想定して<sup>†4)</sup>、平成21年度から平成62年度の保険料負担と国庫負担額および基礎年金給付額を試算している。結果は表2に示されている。その結果、納付率を変化させても基礎年金の給付額および保険料負担、国庫負担額はさほど変化しなかった。このことから、未納や未加入により、年金財政が著しく悪化することはないと結論している<sup>†5)</sup>。

ii) 基礎年金給付額を月額満額7万円に想定して、平成21年度から平成62年度における保険料負担と国庫負担額および基礎年金給付額を試算した。ただし、給付額算定に際しては、保険料未納期間を考慮している。合わせて、最低保障年金として月額5万円を新設した場合も試算している。結果は、表3に示している。これによると、月額7万円に増額した場合の国庫負担金は、平成21年度に1.2兆円、さらに、平成62年度には3.4兆円の増額が必要となる。また、最低保障年金5万円を新設すると、平成21年度に1.0兆円、平成62年度には1.5兆円の公的負担額の増加が必要となる<sup>†6)</sup>。

iii) 基礎年金を税方式とした場合については以下の4つのケースについて試算を行っている。  
 (ケースA)過去の保険料未納期間とは無関係に現行の満額6.6万円を一律給付する。  
 (ケースB)過去の保険料未納期間に応じて、給付額を6.6万円から減額する。  
 (ケースC)過去の保険料納付期間に応じて、

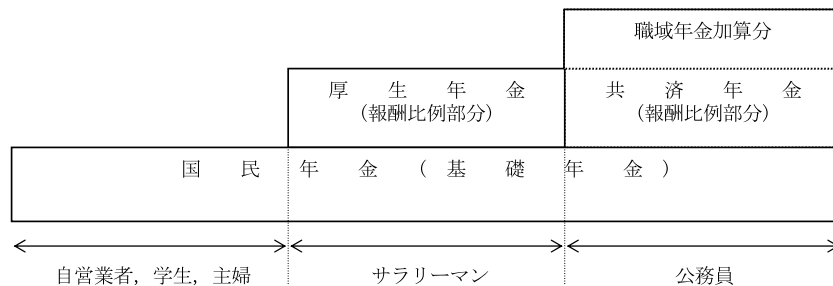


図1 我が国の公的年金制度  
 (出所：財団法人厚生統計協会：保険と年金の動向，52(14)，28，2005，より作成)

表2 マクロ試算 i) 国民年金保険料納付率の変化

(単位：兆円)

項目 納付率	基礎年金給付額		保険料負担額		国庫負担額	
	平成 21	平成 62	平成 21	平成 62	平成 21	平成 62
65%	19	55	9	27	10	28
80%	19	56	9	28	10	28
90%	19	57	9	28	10	29

(出所：社会保障国民会議シミュレーション資料より筆者作成)

表3 マクロ試算 ii) 基礎年金給付額の変化

(単位：兆円)

項目 月額支給額	基礎年金給付額		保険料負担額		国庫負担額	
	平成 21	平成 62	平成 21	平成 62	平成 21	平成 62
7万円	20	60	9	28	11.2	32.4
5万円	20	58	9	28	11	30.5
現行制度維持	19	56	9	28	10	29

注) 現行制度維持については、現時点での政府案に基づいて支給した場合の見直し額を示している。  
 (出所：社会保障国民会議シミュレーション資料より筆者作成)

月額3.3万円を上限とする金額を一律の基礎年金(6.6万円)に加算する。

(ケースC')過去の保険料納付期間に応じて、月額6.6万円を上限とする公費負担金額を一律の基礎年金(6.6万円)に加算する。

これらのケースの結果は表4に示している。これを見ると、ケースAでは、平成21年度には、5兆円、平成62年度には、8兆円の税財源が必要になる。ケースBでは、平成62年度で5兆円の税財源が必要になる。ケースCでは、平成21年度には14兆円、平成62年度には、15兆円の税財源が必要になる。ケースC'では、平成21年度には24兆円、平成62年度には、22兆円の新たな税財源が必要であると結論している。

ミクロ試算<sup>†7)</sup>：現行制度と税方式化案<sup>†8)</sup>が家計に与える影響についての試算結果

ケースAからC'の勤労者世帯および企業や自営業者世帯に対する影響は、表5に示されている。表5から分かることは以下のことである。

- i) 勤労者世帯に対する影響は、「基礎年金分の保険料軽減額」<「消費税負担の増加額」となり、税方式によって負担は増加している。
- ii) 企業に対する影響は、税方式化することにより、基礎年金にかかる事業主負担分が無くなるため、負担は減少する。
- iii) 自営業者世帯に対する影響は、概ね「基礎年金分の保険料軽減額」>「消費税負担の増加額」となり、負担は減少している。しかし、高所得者層と保険料免除の対象とされるような低所得者層では、「基礎年金分の保険料軽減額」<「消費税負担の増加額」となり、税方式化により、負担は増加している。

以上が、社会保障国民会議のシミュレーションによる結果である。

表4 マクロ試算 iii) 税方式化

(単位:兆円)

ケース	項目	基礎年金給付額		保険料負担額		国庫負担額	
		平成21	平成62	平成21	平成62	平成21	平成62
A		24	64	9	28	15	36
B		19	61	9	28	10	33
C		33	71	9	28	24	43
C'		43	78	9	28	34	50
現行制度維持		19	56	9	28	10	28

(出所:社会保障国民会議シミュレーション資料より筆者作成)

表5 ミクロ試算の比較表

(単位:兆円)

ケース	世帯 所得階層 (万円) 指標	勤労者世帯					自営業者世帯						
		I	II	III	IV	V	~21.4 全額 免除	21.4~ 29.5 3/4 免除	29.5~ 35.0 半額 免除	35.0~ 40.5 1/4 免除	40.5~ 49.0	60.6	85.7
A	保険料負担軽減額	0.4	0.5	0.7	0.9	1.3	0	0.6	1.2	1.8	2.4	2.4	2.4
	消費税負担増加額	0.9~ 1.1	1.1~ 1.3	1.3~ 1.4	1.5~ 1.7	1.9~ 2.2	0.9~1.1		1.1~1.3		1.3~ 1.4	1.5~ 1.7	1.9~ 2.2
	企業負担軽減額	0.4	0.5	0.7	0.9	1.3	—	—	—	—	—	—	—
B	保険料負担軽減額	0.4	0.5	0.7	0.9	1.3	0	0.6	1.2	1.8	2.4	2.4	2.4
	消費税負担増加額	0.6~ 0.7	0.8~ 0.9	0.9~ 1.0	1.1~ 1.2	1.3~ 1.6	0.6~0.7		0.8~0.9		0.9~ 1.0	1.1~ 1.2	1.3~ 1.6
	企業負担軽減額	0.4	0.5	0.7	0.9	1.3	—	—	—	—	—	—	—
C	保険料負担軽減額	0.4	0.5	0.7	0.9	1.3	0	0.6	1.2	1.8	2.4	2.4	2.4
	消費税負担増加額	1.5~ 1.8	1.9~ 2.2	2.1~ 2.4	2.6~ 2.9	3.2~ 3.8	1.5~1.8		1.9~2.2		2.1~ 2.4	2.6~ 2.9	3.2~ 3.8
	企業負担軽減額	0.4	0.5	0.7	0.9	1.3	—	—	—	—	—	—	—
C'	保険料負担軽減額	0.4	0.5	0.7	0.9	1.3	0	0.6	1.2	1.8	2.4	2.4	2.4
	消費税負担増加額	2.1~ 2.5	2.6~ 3.0	3.0~ 3.4	3.6~ 4.1	4.6~ 5.3	2.1~2.5		2.6~3.0		3.0~ 3.4	3.6~ 4.1	4.6~ 5.3
	企業負担軽減額	0.4	0.5	0.7	0.9	1.3	—	—	—	—	—	—	—

注) 所得階層はIからVへ順に低所得層から高所得層となっている。

(出所:社会保障国民会議シミュレーション資料より筆者作成)

2.2. 各機関の提案

ここでは、前節で述べた社会保障国民会議のシミュレーションの際に参考にした各機関からの提案について、税方式および社会保険方式と税方式の併用、さらに社会保険方式の3つに分けて、整理を行う。

2.2.1. 税方式

2.2.1.1. 日本経済新聞社(平成19年1月7日)

日本経済新聞社は、①国民年金保険料の未納の解決、②負担の不公平の是正(世代間,世代内不公平)、③消費税を財源とするため所得に見合った負担の実現、④国の執行体制の効率化を目的に、「年金制度改革研究会」の中で、基礎年金の給付総額19兆円(平成21年度)を全額消費税で賄うことを提案している。その際、給付額は、過去の保険料未納期間に応じて、満額月額6.6万円から減額するものとしている(前掲表4のケースBを参照)。なお、給付額19兆円のうち、7.4兆円はすでに、税財源で賄っているため、残りの12兆円を新規の消費税で賄うとすれば、その消費税率を約5%の幅で上げる必要があり、合計消費税率は、10%前後が見込まれるとしている。

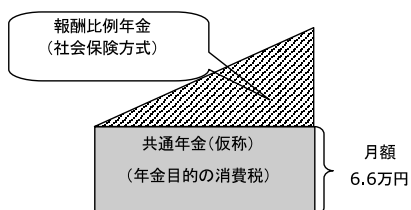


図2 日本経済新聞社案  
(出所:日本経済新聞社:基礎年金,全額消費税で。2008年1月7日,1面より筆者作成)

2.2.1.2. 年金制度を抜本的に考える会  
(平成20年2月)

年金制度を抜本的に考える会は、現在の年金制度の問題点について、少子高齢化による年金給付額の減少(生活保障)や、保険料の所得逆進性(公平性)さらに、第3号被保険者の保険料の問題(制度の空洞化)という観点に絞り、以下の提案をしている。この提案は、最低保障年金として月額7万円を全額消費税で賄うとしている(前掲の表3を参照)。ちなみに、最低保障年金20兆円を賄うために必要となる消費税率は、9%程度の増加としている。なお、この他に、各種制度を統合し、積立方式による2階建て部分の創設や国民年金加入者に対する遺族年金の強化を提案している。

2.2.2. 社会保険方式と税方式の併用

— 読売新聞社(平成20年4月16日)—

読売新聞社の提案は、基礎年金の給付額を最低5万円から最高7万円に設定し、その財源を保険料と国庫負担、および社会保障税によって賄うとしている(前掲の表3を参照)。最低保障5万円と最高金額を7万円とする提案を同時に行くと、平成21年度では必要な財源は2.2兆円になる。これを消費税で賄うと、消費税率1%の増加となる<sup>†9)</sup>。これを図示すると図3のようになる。

ただし、読売新聞社はこの1%のほかに、介護・医療も含めて10%の社会保障税率の新設を提案している。

2.2.3. 社会保険方式

— 朝日新聞社(平成20年2月18日)—

朝日新聞社の提案は、現行の社会保険方式を維持し、年金よりも、医療や介護に重点を置くというものである。さらに、パートや派遣社員を厚生年金へ

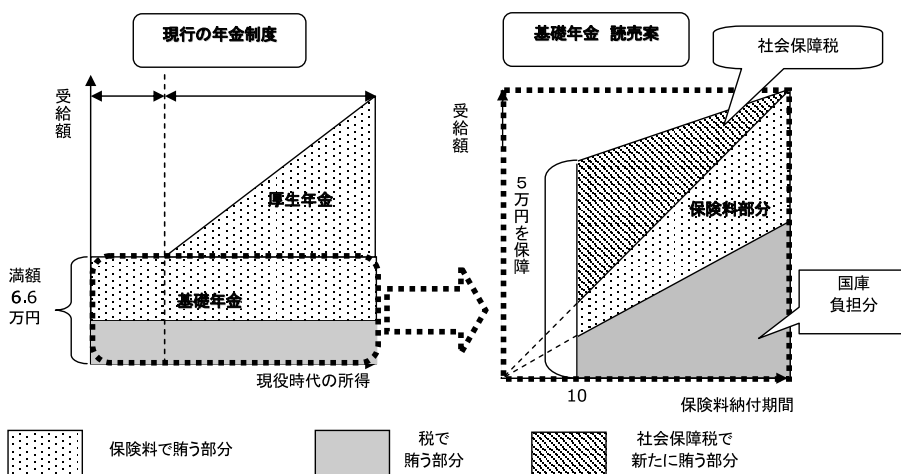


図3 読売新聞社案  
(出所:読売新聞社,「最低保障年金」を創設。2008年4月16日,1面より筆者作成)

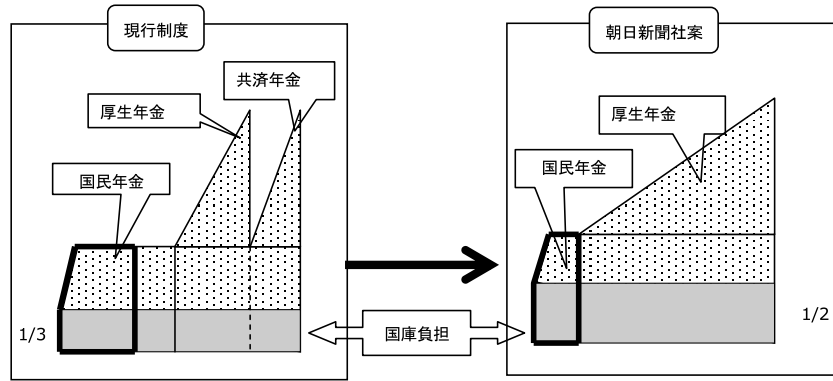


図4 朝日新聞社案  
 (出所：朝日新聞社，希望社会への提言①パートも派遣も厚生年金に，2008年2月18日社説より作成)

の加入を義務付けた上で，国民年金の被保険者である第3号被保険者を廃止する．また，第1号被保険者の所得の捕捉率を上げ，2階部分である厚生年金，共済年金を厚生年金へ一元化するという案で，これを図に示すと，図4のようになる．なお，朝日新聞の提案には具体的な数値資料がないので，他のものと直接比較することは不可能である．

3.まとめ

以上のように，社会保障国民会議のシミュレーションを中心として，各方面からの提案を基礎年金財政に焦点を絞って整理したが，ここでは，その内容を比較し，問題点を明らかにする．表6には社会保障国民会議を除いた各種提案をまとめている．表6を見ると，各種提案には共通の部分もあるが，その背後にある前提条件は，年金給付額，未加入の取り扱い，あるいは年金制度以外の介護や医療など社会保障全体の財政を視野に入れたものなど多岐に渡っており，一概に比較することは困難であることを承知の上で，あえて比較を行うことにしよう．例えば，年金給付額について触れているのは，日本経済新聞社，年金制度を抜本的に考える会，読売新聞社であるが，日本経済新聞社は現行と同じ満額6.6万円，年金制度を抜本的に考える会は，最低保障額を7万円，

読売新聞社は，最低保障額を5万円，満額7万円とそれぞれ異なっている．

また，財政方式について見てみると，現行の社会保険方式から税方式へ変更する提案や社会保険方式を維持する提案，あるいは両方式の併用などに分けることができる．まず，税方式を唱えている日本経済新聞社と年金制度を抜本的に考える会では，保険料未納の回避や所得の逆進性の問題については税方式のメリットを活かしていると言える．次に，社会保険方式の維持を唱えている読売新聞社と朝日新聞社では，社会保険方式の中でも，積立方式と賦課方式のどちらの立場を取るのかについては述べておらず，読売新聞社は，社会保険料を残しつつ，年金のみならず，介護や医療にも当てることができるように，消費税を目的税化した，新たな社会保障税の導入を提案している．

いずれにしても，試算の結果を総合してみると，基礎年金については消費税率の上げ幅を4%~10%<sup>†10)</sup>必要とすると結論することができよう．しかし，衆議院選挙を間近に控えた現状において，平成21年度から消費税率を引き上げるといふ政策実行は，ほぼ不可能に近いと考えられる．さらに，この財源を消費税以外の財源で賄うとすれば，来年度予算の編成作業においては，やはり，実現性に乏しいと言わざ

表6 各種提案の比較表

	税方式		社会保険方式 + 税方式	社会保険方式
	日本経済新聞社	年金制度を抜本的に考える会	読売新聞社	朝日新聞社 (具体的試算なし)
年金給付額	満額6.6万円	月額7万円 (最低保障額)	最低保障額5万円 (満額7万円)	
保険料納付済期間	国内居住10年程度		10年間	
一元化の有無	有	有	無	有
消費税率の上げ幅	5%	9%	1% (ただし，合計10%の社会保障税の新設が前提)	無

(出所：日本経済新聞，読売新聞，年金制度を抜本的に考える会，朝日新聞より筆者作成)

るを得ない。このように考えると、本稿で紹介した基礎年金に関する諸提案の実現は時間を要するので、実行するにしても平成22年度以降にずれ込むものと思われる。

ここでは、セーフティーネットとしての基礎年金を中心に議論を進めてきたが、最後に、以下の点を指摘しておきたい。そもそも、国民年金におけるセーフティーネットの概念は、スウェーデン方式に見られるように、所得水準を基準として全国民を対象とする一つの制度の中で低所得階層への配慮として把握されるのが一般的である。ところが、我が国の年金制度の議論は、セーフティーネットとしての基礎年金を国民年金に置き換えた上で、国民年金、厚生年金および共済年金の併用を前提としたもので

あり、必ずしも、所得水準を基準としたものと同じではない。そのため、制度間の財政不均衡や制度間の不公平の問題が内包されることになる。日本経済新聞社、年金制度を抜本的に考える会、朝日新聞社が提唱しているように、年金制度の一元化を論じる場合には、所得の公正な捕捉制度を前提として、比例報酬部分を含めた保険料負担や給付額について具体的な制度を再構築することが必要であることを強調しておきたい。

本稿執筆にあたり、ご指導、有益な示唆と助言を賜りました川崎医療福祉大学 斎藤観之助教授をはじめとする諸先生方に心より感謝申し上げます。なお、残存するであろう誤解や誤りは、もちろん筆者の責任である。

## 注

- †1) 所得の逆進性とは、保険料が定額であると、所得が低い人ほどその負担が大きくなり、所得が高い人ほどその負担は小さくなるというように、所得に対して負担が逆進的であることを言う。
- †2) 一般に、“10 5 3 1”あるいは“9 6 4”などと指摘されているように、所得の捕捉率については、給与所得、利子配当所得などの源泉課税所得か、あるいは不動産所得や事業所得などの申告課税所得かによって異なっている。
- †3) 平成20年9月1日に福田首相の突然の辞任により、今後社会保障国民会議が存続していくことになるのかどうかは不明である。
- †4) ちなみに、平成19年度の保険料納付率は63.9%である<sup>4)</sup>。
- †5) 計算に際しては、未納や未加入の増加によって、無年金者が増加することを前提としている。
- †6) 後出の読売新聞社案と対照することもあり、社会保障国民会議の試算では、国庫負担の増額は消費税による税財源で賄うものとしている。
- †7) なお、ここでは消費税負担が増えたことによって給付額も増加するといった二次的な影響については考慮していない。
- †9) †5でも述べたように、ここでは、税方式化の手段として、消費税財源を前提としている。
- †10) 前述のように、消費税率1%の増加を含め、10%の社会保障税率の新設を提案している。

## 文 献

- 1) 木下康司：図説日本の財政。初版，東洋経済新報社，東京，111，2007。
- 2) 渥美由喜：連載年金制度改革。3 公的年金の財政方式をめぐる議論 — 賦課か積立か —。  
<http://www.mizuho-ir.co.jp/report/200212/nenkin.html> 参照年月日2008/9/29
- 3) 社会保障国民会議第一分科会：(所得確保・保障(雇用・年金))中間まとめ「社会保障制度健全化の鍵は現役世代の活力」<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyoukokuminkaigi/chukan/siryoushu3.pdf> 参照年月日2008/09/16
- 4) 社会保険庁：平成19年度における国民年金保険料の納付率等について。  
<http://www.sia.go.jp/infom/press/houdou/2008/h0808.pdf> 参照年月日2008/9/20
- 5) 日本経済新聞：基礎年金，全額消費税で。1面，2008年1月7日。
- 6) 読売新聞：「最低保障年金」を創設。1面，2008年4月16日。
- 7) 年金制度を抜本的に考える会：提言とりまとめ(案)。http://www.taro.org/file/nenkinseido.pdf 参照年月日2008/09/16。
- 8) 朝日新聞社：希望社会への提言⑩パートも派遣も厚生年金に。社説，2008年2月18日。

(平成20年11月15日受理)

**A Comparison of Proposed Solutions for the Financial Problems of the  
Public Pension System in Japan**  
— With a Focus on the Proposals of the National Council on Social Security —

Tomoko HIRATA, Kei SAKAMOTO, Mayuko UEDA and Yasufumi KITA

(Accepted Nov. 15, 2008)

Key words : Japanese pension system, National Council on Social Security,  
social insurance system, tax method

Correspondence to : Tomoko HIRATA

Department of Health and Welfare Services Management  
Faculty of Health and Welfare Services Administration  
Kawasaki University of Medical Welfare  
Kurashiki, 701-0193, Japan  
E-Mail: [hirata-t@mw.kawasaki-m.ac.jp](mailto:hirata-t@mw.kawasaki-m.ac.jp)

(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.18, No.2, 2009 543-550)